議案第９５号

霧島市都市公園条例の一部改正について

霧島市都市公園条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市都市公園条例の一部を改正する条例

霧島市都市公園条例（平成17年霧島市条例第272号）の一部を次のように改正する。

第15条第５項中「切り捨てる」を「切り上げる」に改める。

別表第９都市公園使用料の２　有料公園施設を利用する場合（ア）　城山公園の表備考第４号中「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に改める。

別表第９都市公園使用料の２　有料公園施設を利用する場合（イ）　国分運動公園の表中

「

1,400 円	4,200 円
700 円	
5,600 円	16,800 円
700 円	2,100 円
350 円	
2,800 円	8,400 円
190 円	―
100 円	―
100 円	
620 円	1,860 円
310 円	
130 円	―
70 円	
270 円	―

「

1,960 円	5,880 円
980 円	
7,840 円	23,520 円
980 円	2,940 円
490 円	
3,920 円	11,760 円
270 円	―
140 円	―
140 円	
860 円	2,580 円
430 円	
190 円	―
100 円	
400 円	1,200 円

140円	
800円	2,400円
400円	―
860円	2,580円
430円	1,290円

」を

200円	
1,120円	3,360円
560円	
860円	2,580円
430円	

」に改める。

別表第９都市公園使用料の２　有料公園施設を利用する場合（ウ）　南公園の表中備考以外の部分を次のように改める。

（ウ）　南公園

施設名	区分		体育、スポーツに使用する場合の基本使用料（１時間につき）	
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
ソフトボール場	専用使用（団体）	一般	220円	660円
		児童生徒	110円	

別表第９都市公園使用料の２　有料公園施設を利用する場合（エ）　国分海浜公園の表中備考以外の部分を次のように改める。

（エ）　国分海浜公園

施設名	区分		体育、スポーツに使用する場合の基本使用料（１時間につき）	
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
ソフトボール場	専用使用(団体)	一般	220円	660円
		児童生徒	110円	
庭球場	一般（１面につき）		400円	
	児童生徒（１面につき）		200円	
第１グラウンド	専用使用(団体)	一般	630円	1,890円
		児童生徒	320円	
第２グラウンド	専用使用(団体)	一般	630円	1,890円
		児童生徒	320円	

別表第９都市公園使用料の２　有料公園施設を利用する場合（オ）　国分海浜公園体育館の表中

「

280円

「

390円

560円	780円
1,120円	1,560円
2,240円	3,120円
1,680円	2,340円
3,360円	4,680円
6,720円	9,360円
140円	140円
140円	140円
100円	140円
50円	70円
140円	200円
70円	100円
280円	390円
140円	200円
100円	140円
50円	70円

」を　　」に改める。

別表第９都市公園使用料の２　有料公園施設を利用する場合（カ）　北公園の表中備考以外の部分を次のように改める。

（カ）　北公園

施設名	区分		体育、スポーツに使用する場合の基本使用料（１時間につき）	
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
多目的広場	全面使用	一般	630円	1,890円
		児童生徒	320円	
	ソフトボール場（１面につき）	一般	220円	660円
		児童生徒	110円	
庭球場	一般（１面につき）		400円	
	児童生徒（１面につき）		200円	

別表第９都市公園使用料の２　有料公園施設を利用する場合（ク）　まきのはら運動公園の表中

「　　「

1ラウンドにつき 260 円 1日につき 520 円 回数券 12 枚つづり 2,600 円	1ラウンドにつき 390 円 1日につき 780 円 回数券 12 枚つづり 3,900 円
1ラウンドにつき 130 円 1日につき 260 円 回数券 12 枚つづり 1,300 円	1ラウンドにつき 200 円 1日につき 400 円 回数券 12 枚つづり 2,000 円
1時間につき 1,440 円	1時間につき 2,010 円
1時間につき 720 円	1時間につき 1,010 円
1時間につき 480 円	1時間につき 670 円
1時間につき 240 円	1時間につき 340 円

」を　　」に改め、同表備考第２号中「多目的屋内運動場（まきばドーム）で」を削り、「入場料」の次に「、会費又はこれらに類するもの」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。